

保育利用調整(選考)基準判定表

令和8年度

施設名	児童氏名	4月初日年齢	基礎指数	優先指数	調整指数	合計指数	優先度
							/

入所可否

基礎指数表(重複無)

番号	類型	勤務形態等	適用 (保護者1名につき適用は1個)	父	母	
1	就労	常勤・パート等	160時間以上/月	10	10	
			140時間以上/月	9	9	
			120時間以上/月	8	8	
			80時間以上/月	7	7	
			64時間以上/月	6	6	
		自営	1日7時間以上	中心者	9	9
			1日4時間以上7時間未満	協力者	6	6
内職			7	7		
2	妊娠・出産			4	4	
3	疾病・負傷	入院	出産予定日から前後8週属する月に入所の場合、または妊娠・出産に伴う疾病	3	3	
			概ね1ヶ月以上の入院が決定されている者	-	8	
		自宅療養、通院	常時病臥	疾病のため自宅で臥床(寝たきり)の状態である者	12	12
			精神疾患	精神疾患により保育困難と診断された者	11	11
	障がい	一般療養	1ヶ月以上の通院加療を行い、安静を要する状態の者	7	7	
			上記以外で保育困難と診断された一般療養者	7	7	
			身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A所持者、精神保健福祉手帳1・2級所持者	4	4	
4	家族の介護・看護	入院	身体障害者手帳3・4級及び療育手帳B所持者、精神保健福祉手帳3級所持者	10	10	
			常時付添の必要性が特に認められる場合	8	8	
		自宅介護	その他	10	10	
5	災害復旧	疾病・負傷・障害等の介護	常時臥床・要安静と診断された者及び身辺自立不可能者の介護	7	7	
			その他の介護	6	6	
6	求職活動			3	3	
7	就学	技能習得中(通学)	その他	11	11	
			職業訓練校等			
8	虐待・DV	その他	上記1(常勤・パート等)に該当する基礎指数-1点=基礎指数(証明が提出できる場合)	1	1	
			上記1に該当する基礎指数-2点=基礎指数(証明が提出できる場合)	10	10	
9	その他	その他	上記1に該当する基礎指数(カリキュラムなど証明が提出できる場合)			
			上記の項目以外 類似の項目を適用して適宜指数を調整する。			

小計

注1 父母がいなかった場合の指数は、いない方の親の指数を10とする。ただし、両親がいなかった場合は、養育者の勤務形態等の指数とする。  
 注2 産休、育休からの職場復帰については復職後の勤務形態等の指数とする。ただし、書面上職場復帰の時期が確認できるものに限る。  
 注3 申請書にて育児休業の延長も許容できる場合は、育児休業を取得している保護者の基礎指数を、求職と同様の1点とする。

優先指数表(重複有)

番号	区分	適用	点数
1	ひとり親世帯	父母のどちらかがいない場合(死亡、離別、行方不明の場合をいう。事実婚は含まない。)	5
2	生活保護世帯	生活保護法の適用がある場合	2
3	生計中心者の失業	会社の倒産等により失業し、速やかに就労が必要と認められる場合(自己都合による失業を除く)	1
4	虐待・DV・要保護	虐待・DV等の場合(保護証明等を受けたもの)	5
5	こどもの障害	当該児童が障害を有する場合(身体障害者手帳等、または特別児童扶養手当受給対象者)	2
6	育休復帰(複数該当の場合あり)	(医療的ケア児)主治医に保育所等での集団保育が可能であると認められた場合	5
		育休取得により退所していた児童が保護者の復職により再利用を希望する場合	1
		入所(園)不可により育児休業期間を延長した保護者が復職する場合 *確認できた者に限る	1
7	産休復帰	保護者の産前産後休業終了により復職する場合	2
8	兄弟姉妹の同時利用	兄弟姉妹が在園している施設の利用を希望する場合(変更も含む)	2
9	保育士の雇用	兄弟姉妹が同時に同じ施設の利用を希望する場合(変更も含む)	3
		保育事業運営のため、保育士の確保が必至である場合	2
			優先

小計

注1 申請書にて育児休業の延長も許容できる場合は、育休復帰の優先指数の適用をしない。

その他の調整指数(重複有)

番号	区分	適用	点数
1	世帯の状況	父または母が単身赴任等、または離婚前提の別居等により、常時当該家庭にいない場合	2
2	当該児童・兄弟姉妹の状況	3人以上の多子家庭(当該児童を含む。)	1
		児童の在籍する認可施設の年齢制限等により、転所を余儀なくされる場合	1
3	親族の状況	児童の在籍する認可施設の廃園等により、転所を余儀なくされる場合	3
		市内在住の祖父母がいない場合	1
4	その他の状況	就労等保育の必要性を認められる事由をもたない祖父母(65歳未満)と同居している場合	-1
		危険なものを扱う業種に従事している自営業者の場合	1
		前月までに保育料の未納がある場合(半年以上の未納がある)	-2
		上記区分以外で特に考慮の必要性が認められる場合	各1

小計

注1 「市内在住の祖父母がいない場合」とは、死亡、離別、行方不明の場合も含む。  
 注2 「危険なものを扱う業種」とは、熱処理加工、有害物処理、危険器具類等を扱う業種をいう。

合計

指数が同点の場合の比較項目表(合計点が同順位の場合、番号1から順に優劣の判定を行い、順次比較し決定する。)

番号	比較項目	優	劣
1	基礎指数の高いものを優先する。	高	低
2	優先指数の高いものを優先する。(ただし、求職活動の場合は[後]とすることも可)	先	後
3	上記により優劣がつかない場合は、必要性・緊急性の度合を総合的に判断し、優劣を決定する。	高	低